

標 題：

リベリア籍船、パナマ籍船に
要求される消火器及び同予備
消火器、予備装填物

NK テクニカル インフォメーション

No. 5 9

昭和62年 6 月15日

関係船主、造船所 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、リベリア政府及びパナマ政府から消火器、同予備消火器及び予備装填物について、以下の通り指示がありましたので、お知らせ致します。

今後実施される安全設備に関する最初の定期的検査の際に、本会検査員が、これらの要件に適合していることを確認致しますので、この点よろしくご配慮の上適宜お手配願います。

記

1. リベリア籍船

建造年月日にかかわらず、全てのリベリア籍船に次の予備消火器を備える。

- (1) 要求される消火器10本又はその半数毎に1本の予備消火器をそなえる。予備装填物は、特に要求されないが、乗組員の訓練用等として、船主の責任で適当量が備わっていればよい。

2. パナマ籍船

1984年 9 月 1 日以降建造された、パナマ籍Ro-Ro船のRo-Ro cargo spaceに、次の持運び式消火器及び同予備装填物を備える。

- (1) 車両が積載される各貨物倉あるいは区画内の各 car deck level の両舷に、20M 毎に油火災に適した持運び式消火器1本を備える。
- (2) 更に、要求される持運び式消火器の50%相当又は、15本のいずれか小さい方の数に相当する予備装填物を備える。

以 上